

住民の生命・生活を脅かす新型インフルエンザ対策について

新型インフルエンザ（A / H 1 N 1）の感染者は、関西地区だけでなく、首都圏、さらには九州へも広がるなど、強い感染力をみせており、これへの対応が喫緊の課題となっている。国は、地域における感染者数の増加の状況、住民の生活への影響等を考慮した基本的対処方針を示されたところであるが、地域の実情に応じ、わが国・国民が一丸となって対策に取り組むことが必要である。

さらに、今秋にも、現在発生している新型インフルエンザ（A / H 1 N 1）が変異して、より病原性の強い新型インフルエンザの発生・拡大が懸念されるなど、その備えは一刻の猶予も許されない緊急事態となっている。

については、新型インフルエンザから地域住民の生命・生活を守るため、早急にその対策に取り組むことが必要であり、次の事項について国として万全を期すよう、強く要請する。

- 1 マスクや消毒薬を始めとして、地域住民が必要とするインフルエンザ対策物資及び簡易検査試薬等の診療に必要な物資の安定的な供給を図ること。
- 2 抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザなど）の確保、新型インフルエンザの迅速診断試薬の開発及び供給、ワクチンの開発を国の責任において早急を実施すること。
- 3 地方公共団体が行う医療資機材の整備、抗インフルエンザウイルス薬備蓄への支援の強化、その他の新型インフルエンザ対策に対する財政支援を拡大すること。
- 4 過度な社会経済活動等への影響や風評被害が生じたりしないよう、新型インフルエンザ（A / H 1 N 1）について、国民に対し、正しく分かりやすい知識・情報を提供すること。
- 5 今後発生が想定されるものも含め、新型インフルエンザについて、地方公共団体が危機管理事項として責任を持って対処するため、次のような国民保護法に準じた法制度を緊急に整備すること。
 - (1) 医療従事者の懸念を払拭する災害救助法に準じた補償制度
 - (2) 人々の行動や学校・事業所の活動を最小制限できる権限

(3) 自動車運転免許に代表される免許・許可等の更新期限延期について、法律等改正の実施 など

6 現在発生している新型インフルエンザ(A/H1N1)が今秋以降猛威をふるうことに備え、今回の対応で国及び地方公共団体等の現場で得られた経験を生かして、地方公共団体とも協議を行いながら検討を進め、よりの確な対策の構築を急ぐこと。

平成21年5月27日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県知事	石	井	正	弘
広島県知事	藤	田	雄	山
山口県知事	二	井	関	成